

富士市SDG s 未来都市行動宣言実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、SDG s 未来都市「富士市」の実現に向け、ともに行動することを宣言する方法を定めるものとする。

(資格)

第2条 富士市SDG s 未来都市の実現に向けて行動する者は富士市SDG s 未来都市行動宣言をすることができる。

2 次のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、登録の対象としない。

- (1) 自ら(個人にあってはその者を、法人にあってはその役員又はその支店若しくは事業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるもの
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、自らが暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるもの

(宣言)

第3条 富士市SDG s 未来都市行動宣言をしようとする者は、富士市SDG s 未来都市行動宣言書(様式)の提出又は電子申請により宣言する。

(公表等)

第4条 市長は、富士市SDG s 未来都市行動宣言した者(以下「宣言者」という。)の名称を公表することとする。

2 市長は、宣言者が次のいずれかに該当したとき、公表を取りやめることができる。

- (1) 宣言者が第2条第2項の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 宣言者が公表の抹消を求めてきたとき
- (3) 宣言者が富士市SDG s 未来都市の品位を貶める行為をしたとき

3 市長は、宣言者に対し「SDG s 未来都市富士市」ロゴマークの利用を許可することができる。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、富士市SDG s 未来都市行動宣言に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月7日から施行し、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

様式

富士市SDG s 未来都市行動宣言書

年 月 日

(宛先) 富士市長

申請者 住所
氏名

SDG s 未来都市の実現に向けて行動することを宣言します。

宣言者		
法人・団体のみ記入	法人・団体名（個人事業主にあっては商号）	
	業種	
	代表者 職名・氏名	
	所在地	
	担当者 職名・氏名	
	連絡先	
	従業員（構成員）数	
SDG s 達成により目指す社会		
SDG s 達成に向けた取組		
取り組むゴール		
備考		